

令和7年1月27日

令和7年度第8回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和7年11月27日（木）  
午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
  - 議案第1号 美浦村立学校の教材費等徴収規則
  - 議案第2号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則
  - 議案第3号 令和6年度美浦村教育委員会点検・評価報告書について
- 3 協議事項
  - 協議第1号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に係る意見聴取について
  - 協議第2号 令和7年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
- 4 報告事項
  - 報告第1号 令和7年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第1号

美浦村立学校の教材費等徵収規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

美浦村立学校の教材費等徵収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美浦村立美浦小学校及び美浦中学校（以下「学校」という。）の教材費等の徵収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教材等 次に掲げるもので、村長が指定するものをいう。

ア 美浦村立学校管理規則（昭和48年美浦村教育委員会規則第2号）第10条第1項に規定する教科書以外の教材

イ 学習指導要領（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第52条及び第74条の規定に基づき公示されたものをいう。）に規定する特別活動

ウ 学校教育活動において使用する消耗品

エ 学校において作成する記念品その他これに類するもの

(2) 教材費等 教材等のうち、学校に在籍する児童又は生徒が使用、参加等をするものに係る費用をいう。

(3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条第3項の規定により監護及び教育に関し現に必要な措置をとっている児童福祉施設の長等をいう。

(教材費等の申込)

第3条 保護者等は、その児童又は生徒が教材等を使用する場合は、あらかじめ教材等に関する申込書（別記様式）を村長に提出しなければならない。

(学校教材費等施行計画の策定)

第4条 学校の校長は、学年ごとに使用、実施等を予定している教材等の種類及

び費用を定めた教材費等施行計画を策定する。

(学校教材費の徴収等)

第5条 教材費等の納付の期限（以下「納期限」という。）は、別表のとおりとする。ただし、納期限が美浦村の休日を定める条例（平成元年美浦村条例第9号）第1条第1項に規定する村の休日に当たる場合は、その日の翌日をもってその納期限とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、教材等を使用する児童又は生徒の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日を納期限とし、納付額を別に定めることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を同法第2条第1項に規定する現物給付で受けている者 当該教育扶助にかかる費用の支給の日

(2) 美浦村教育委員会が別に定める教材費等に係る援助費の支給を受けている者 当該援助費の支給の日

(3) その他村長が必要と認める場合 村長が別に定める日

3 児童又は生徒が転出入等の理由により月の途中から教材等の提供を受け、又は受けない場合の教材費等の額については、当該年において既に提供され、児童又は生徒が使用した教材等の額をもって算定し、徴収する。

4 村長は、教材費等の額を決定し、または変更した場合は、教材等の提供を受ける児童又は生徒の保護者等にその旨を通知するものとする。

5 教材等の提供を受ける児童又は生徒の保護者等は、前項の規定により決定された教材費等の額を口座振替等の方法により村長に納付するものとする。ただし、これにより難いときには、納付書その他の方法により納付することができる。

6 教材費等に未納が生じた場合は、支給された児童手当から、未納分の教材費等を徴収するものとする。

(教材費等の還付)

第6条 村長は、納付された教材費等に過納又は誤納があったときは、その過誤納額を保護者等に還付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、還付を受けるべき者に未納又は納期限の到来していない教材費等があるときは、これを充当することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、教材費等の徴収に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 教材費等の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

別表（第5条関係）

期別	納期限
第1期	9月末
第2期	12月末
第3期	2月末

議案第2号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

令和7年美浦村教育委員会規則第 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（令和元年美浦村教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項を次のように改める。

2 削除。

様式第7号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 この表において、婚姻によらならいで母又は父となったひとり親で、現に婚姻していないものの市町村民税額は、教育・保育利用者負担額算定における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書（様式第7号）に基づき、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項の規定の例により算定した額とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>様式第7号（別表第1備考2関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 削除。</u></p> <p>3・4 (略)</p>

議案第2号 新旧対照表別紙

様式第7号（別表第1備考2関係）

年　月　日

教育・保育利用者負担額算定における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書  
美浦村長 殿

教育・保育給付認定保護者 住所 美浦村  
氏名

私は、教育・保育利用者負担額の算定において、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、教育・保育利用者負担額算定に係る所得の額の計算の対象となる年（前年（4月～8月分利用者負担額については、前々年））の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの

2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの

【特別寡婦控除の対象】

3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、美浦村が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

万が一申請に虚偽があれば、寡婦（夫）控除のみなし適用によって行った決定の取り消し伴う、利用者負担額の減額分を返還します。

年　月　日　　氏名

【添付書類】

- 申請者の戸籍全部事項証明書

【注意事項】※必ずお読みください。

- 生活保護を受給している方、又はみなし適用しなくても非課税の方は対象外です。
- 寡婦(夫)控除のみなし適用は、利用者負担額算定のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。
- 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、申し出てください。
- 寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、利用者負担額が変わらない場合があります。
- 現在、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けている方は、毎年8月に本申請書を提出して下さい。

議案第3号

令和6年度美浦村教育委員会点検・評価報告書について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和7年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

## 協議第1号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和7年第4回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和7年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

## 令和7年美浦村条例第 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断、定期の健康診査又は臨 時の健康診断

(美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年美浦村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

第1条 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

第2条 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 (略)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

第3条 美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

第4条 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

協議第2号

令和7年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和7年第4回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和7年11月27日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

令和7年度12月補正歳入一般会計

(単位:千円)

所属名	款 款名	項 目	節 節名	摘要 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
生涯学習課	15 国庫支出金 16 県支出金	02 05 03 04	04 社会教育費補助金 01 社会教育費委託金	045 近代和風建築等総合調査費補助金 005 地域クラブ活動体制整備事業委託金	▲ 663 3,316	2,436 5,500	1,773 8,816	
				計		2,653	7,936	10,589

所属名	款 款名	項 目	節 節名	摘要 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
子育て支援課	15 国庫支出金 16 県支出金	01 01 01 01	04 児童手当負担金 04 児童手当負担金	006 児童手当負担金 005 児童手当負担金		18,430 2,409	170,389 20,267	188,819 22,676
				計		20,839	190,656	211,495

令和7年度12月補正 島出一般会計

(単位:千円)

所属名	款 款名	項 目	事 業	事業名	細 節	摘要 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
学校教育課	09 教育費	01 02	10 美浦村教育クラウド事業費		12 05	005 端末設定委託料		5,288	8,800	14,088
		02 01	04 小学校運営事業費		10 01	001 消耗品費		53	632	685
		02 01	05 小学校施設管理費		10 06	002 施設等修繕料		484	0	484
					12 05	001 業務委託料		396	0	396
		06 04	06 学校給食運営事業費		10 02	002 公用車等燃料代		42	79	121
					06	003 公用車等修繕料		213	100	313
					07	001 賄材料費(美浦小学校)		692	36,451	37,143
						005 賄材料費(美浦中学校)		470	22,352	22,822
						計		7,638	68,414	76,052

所属名	款 款名	項 目	事 業	事業名	細 節	摘要 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
美浦小学校	09 教育費	02 01	03 美浦小学校学校管理費		17 01	001 庁用器具費		203	0	203
		06 04	02 美浦小給食事業運営費		10 01	001 消耗品費		291	203	494
						計		494	203	697

所属名	款 款名	項 目	事 業	事業名	細 節	摘要 要	摘要名	決定額	補正前額	補正後額
美浦中学校	09 教育費	03 01	03 美浦中学校学校管理費		10 05	005 上下水道使用料		555	1,680	2,235
						計		555	1,680	2,235

報告第 1 号

令和 7 年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美浦村教育委員会教育長 小松 正樹

非公開案件